

令和4年度第3回伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和5年1月30日（月）午前10時～午前11時

〔開催場所〕 伊勢原市役所 3階 第3委員会室

〔出席者〕

（委員） 町川智康委員（会長）、田中晃委員（副会長）、塩原真理子委員、長谷川幸子委員、田村雄二委員、塚本富男委員、勝田俊一委員、細野文和委員

（事務局） 福祉総務課 古清水参事、石田係長、清水主事
伊勢原市社会福祉協議会 小林事務局長、柏木局長補佐、小笠原主査、藤井主任

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔議題〕

- （1） 令和4年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2） 令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について
- （3） 伊勢原市成年後見制度利用促進基本計画（案）について
- （4） その他

（配布資料）

- 資料1 令和4年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業報告書
資料2 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター相談対応実績
資料3 第3期伊勢原市市民後見人養成課程（実践研修）カリキュラム
資料4 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業計画（案）
当日資料 第5期伊勢原市地域福祉計画（案）のパブリックコメント実施結果について

〔審議の経過〕

- （1） 令和4年度成年後見・権利擁護推進センター事業の実施状況について
- （2） 令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について

（事務局）

－資料1～4について、事務局から説明－

（委員）

3ページに、センター長の助言による「法律上の解釈が必要となる相談」とあるが、そういった相談は多いのか。また、どのような内容なのか。

（事務局）

例として、虐待に近いことが起きている事案が挙げられます。市や包括支援センター等も関わっている事案で、後見人をつける手続きを進めるにあたり、後見人候補者は弁護士がいいのか、分離ができたなら社会福祉士のほうがいいのかといった相談をします。他にも未成年後見についての相談もあります。高齢案件としてセンターに寄せられた後見制度に関する相談の中で、家族に未成年の子がおり、子に未成年後見人が必要なのではないかとといった検討をしました。センターは未成年後見については相談の経験がないので、センター長に助言を求めました。

(委員)

法律上の解釈が必要かどうか、センター職員が判断すると思いますが、そこで挙げられなかった案件についても、センター長は目を通しているのでしょうか。

(事務局)

センターで受けた相談やカンファレンスの結果等については必ず記録に残しており、全てセンター長に見てもらっています。その課程でアドバイスをいただくこともあります。

(委員)

全てチェックが入っているということですね。ぜひ続けていただきたいと思います。包括支援センター等の第一次相談機関から相談が挙がってくると思いますが、法律の専門家であるセンター長にチェックしていただくというのはとても良いことだと思います。

もう一点お聞きします。資料2の相談について、対象者別では精神障がい者は186件で大変多いと思うのですが、継続する案件も含まれているのでしょうか。

(事務局)

仰るとおりです。

(委員)

3ページを見ると初回相談は19件となっており、他の項目と大きく変わりはないと思います。精神障がい者の相談について特性があれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

今年度に関しては仰るとおり初回相談は19件、対象者別では186件となっております。資料2の1ページ目の「対象者別」をご覧くださいと、夏頃が多くなっていますが、これは精神障がい者の親族申立ての支援が複数件あったことによります。また、市長申し立ての事案は相談を受けてから後見人に繋ぐまでセンターと関係機関で複数回やりとりが行われるため、件数として多くなったという経緯もあります。

(委員)

相談内容が違うというわけではないのですね。精神障がい者の相談は本人からですか。親族からですか。

(事務局)

1人に対して何度か相談を重ねたということになります。資料の「対象者別」は、その案件の本人は誰か、という数え方をしています。例えば精神障がい者が対象者である案件について医療機関と連絡を取った場合は、「相談者別」で医療機関の部分に数えます。

また、精神障がい者に市長申立てで専門職の後見人が選任された案件で、被後見人と後見人の関係が上手くいかなかった際に、センターが間に入ることもありました。

(委員)

他にはございますか。

(委員)

市長申立てに関する相談があると思いますが、相談していく中で親族申立てに切り替えていくような案件はありましたか。

(事務局)

当初は市長申立てで進めるつもりが市で親族調査をしていくうちに親族が現れ、親族申立てに切り替えた事案はありました。

(委員)

資料2の相談者別の中に民生委員があるが、地域に密着している存在である民生委員等に協力を求めていくことは今後考えていますか。

(事務局)

民生委員からの相談実績1件については、センターに相談はあったものの成年後見制度の利用には至らなかった方について、日常的に心配が残るため、本人の了承の上で民生委員の見守り活動を依頼したものです。それ以外にセンターと民生委員がやりとりをすることはほとんどありません。センターが包括支援センターに、包括支援センターが民生委員に連絡をすることはあります。

(事務局)

民生委員については事務局が市の福祉総務課となっています。民生委員は市のほうに相談の連絡をすることが多く、相談内容に応じて市が関係機関を紹介しています。成年後見制度に限らず、困難事例や対応に苦慮していることについて、民生委

員から相談が寄せられます。

(委員)

資料4で近隣市町との情報交換と記載がありますが、近隣市町でも同じような課題があると思いますので、このような機会は大事だと思います。今年度にも秦野市を幹事として情報交換が行われたようですが、何か共通の課題や他市町での取り組みで参考になるものがありましたら教えていただきたいです。

(事務局)

湘南西部成年後見制度利用支援連絡会については、年2回開催しており、3市2町が参加しています。今年度の第2回は来月開催されます。通常はセンター（社会福祉協議会）のみの参加ですが、第1回は市も参加し、それぞれの成年後見制度に対する取り組みや、中核機関について状況等を報告し合いました。第2回はセンターの職員のみで開催し、毎回センターの職員ならではの悩みを話し合います。

今年度他市町から聞いた報告によると、中核機関設置に伴いそれぞれ力を入れるところが違っており、情報共有できて有意義だと感じました。例えば秦野市は死後のサポートについて、市民と社会福祉協議会で死後事務契約を結ぶ事業を始めていました。平塚市では専門職後見人や市民後見人が集まる第三者後見人連絡会を実施して情報交換をしていました。伊勢原市では実施していない他市の取り組みを聞けるといっただけでも大変参考になると感じています。

(委員)

以前、市民後見人の養成を平塚市と協力して行っていましたよね。

(事務局)

1期の養成課程で行っていました。

(委員)

例えば平塚市に住んでいるが伊勢原市に住民票があつたり、伊勢原市に住んでいるが他市の生活保護を受けていたり、そういった方々がどこで成年後見制度を利用するか、具体的な後見業務につながっていく可能性があるのか、市町村を越えて調整があると思います。場合によっては中核機関を広域化させる動きもあり得なくはないでしょうし、そういった可能性を見据えながらこの情報交換会を開催しているのでしょうか。

(事務局)

県内では足柄で広域的に中核機関を設置していますが、湘南西部で広域化について話し合ったことはありません。しかし、市を越えて市民後見人の情報交換ができないか、平塚市と話題になったことはあります。

また、居住地と住民票、福祉サービスの実施自治体等が異なる方の案件について、相談に関しては本人が伊勢原市在住の場合も支援する親族が伊勢原市在住の場合も、いずれも受け付けています。そのため、どちらが支援するかについて他市町村と調整が困難になったことはありません。

(3) 伊勢原市成年後見制度利用促進基本計画（案）について

(事務局)

－当日資料ついて、市から説明－

(委員)

親族後見人に対する支援について、具体的にはどのような支援を考えているのでしょうか。

(事務局)

家庭裁判所に提出する書類の書き方や添付資料については、センターも法人後見業務を行っておりノウハウもあるので、支援ができると考えています。しかし、例えば「本人のために高額な介護用品を購入してもいいか」といったような相談があった場合、申立て支援から関わっていればある程度本人の財産状況等も分かるので「購入するより借りる制度を利用するほうがいい」といった助言もできるのですが、初めての場合、センターとしてどこまで相談を受けることができるか、懸念があります。親族の申立て支援から関わり、親族が後見人として選任され、引き続きサポートするのが理想的だと考えています。

(委員)

親族後見人の支援について記載はありますが、法人後見については計画に含めないのでしょうか。国も担い手として市民後見人や法人後見を挙げています。検討していただければと思います。

(事務局)

今回の計画に含めるのは難しいので、次回検討させていただきます。ありがとうございます。

(委員)

親族後見人への支援は非常に難しいと思います。特に不正については、親族後見人から相談が来ることはあまりないです。財産管理については家庭裁判所が確認しているのですが、身上監護が十分に行われているかは確認ができません。第三者後見人であれば団体の中のシステムで対応できますが、親族後見人はほとんど手がつけられません。他機関から親族後見人の苦情が入った場合、相当デリケートな問題

になってくると思います。

(委員)

中核機関を設置する目的の柱には、親族後見人をサポートするというものもあると思います。裁判所の手が回らないところを中核機関が担っていくことも期待されている筈なので、徐々に力を入れていただければと思います。

(委員)

私たちは法人後見事業を行っています。親族や専門職の後見人の身上保護が行き届かないところがあり、親族後見人が家庭裁判所に報告書を出さないといった問題で私たちが後見人を引き受けたことがあります。また、専門職後見人が財産管理を行い、私たちが身上保護を行うといった、専門職後見人からの委託を受けている案件もあります。

県内でも法人後見団体は少しずつ増えており、会議を開いて情報交換を行っています。例えば、鎌倉市に住んでいた被後見人を鎌倉市の後見センターが引き受けていたのですが、伊勢原市の施設に入所するにあたり、後見業務を引き継いだ案件があります。そういった連携もしています。

(委員)

身上保護を行わない専門職後見人について、中核機関から家庭裁判所に指摘し、家庭裁判所から注意するシステムがあるといいかもしれませんね。

(委員)

成年後見人は財産管理、身上保護、家庭裁判所への報告という3つの役割がありますが、財産管理や報告といった事務的な部分は家庭裁判所も監督や指導がしやすいです。しかし身上保護については、一番重要でありながら監督が難しいです。今後、成年後見制度の課題になっていくのではないかと思います。

(委員)

身上保護を行わない後見人に対して「裁判所から注意されてしまいますよ」程度の声かけるのも効果的だと思います。ケース会議に出席しなかったり、本人の関係者とつながりを持とうとしなかったりする後見人は、本人の情報を得ようとしていないので、目を光らせる必要があるかと思います。本人のことを知っている人がいるはずです。

(委員)

私は知的障がい者の会に所属しています。全国の会のアンケートでは、83%の人が成年後見制度を知っていると回答していますが、実際に利用しているのは1

1%でした。今までは「成年後見制度を知らないから利用しないのではないか」という意見もありましたが、成年後見制度自体の課題が見えてきたと感じました。一度利用し始めると止められない、身上保護が不安である、報酬が高いのではないかと、といった様々な課題があります。障がい者の親としては、単独後見には不安があり、本人、後見人、福祉関係者、医療関係者、地域の方でチームを組んで支援をしていただけるような体制が整っていけばという希望があります。中核機関として地域連携ネットワークの推進、構築も進めていただければと思います。

(4) その他
特になし